

令和8年度 岡山県・香川県で連携した効果的な情報発信業務委託仕様書

1 委託業務名

令和8年度 岡山県・香川県で連携した効果的な情報発信業務

2 目的

主に県内外の10代から20代の若年層を主なターゲットとして、これらの層がよく活用しているSNS媒体であるInstagramやTikTokで活躍するインフルエンサーを派遣し、岡山県、香川県の両県の魅力的な観光、グルメスポットをPRすることにより、両県の魅力を発信するとともに来県意欲を喚起することを目的とする。

3 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 委託限度額

2,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 事業の概要

- (1) 取材場所：岡山県及び香川県の観光、グルメスポット等
- (2) 起用インフルエンサー：両県在住・または出身でターゲット層に影響力のある者2名（各県1名ずつ）。
- (3) 投稿回数：各インフルエンサー3回以上。インフルエンサー自身のアカウントのほか、両県公式SNSアカウントでも投稿する。
- (4) ターゲット層：今後の旅行需要拡大に向けて重要な消費者である、県内外在住の10代～20代の若年層をメインターゲットとする。

6 業務内容

(1) インフルエンサー派遣

ア インフルエンサーの選定及び連絡調整

- ①インフルエンサーの選定にあたっては以下の条件を考慮し、ターゲット層に影響力のある者を選定すること。
 - ・香川県、岡山県在住・または出身であること
 - ・旅行、グルメを得意分野とすること。
 - ・各人ともフォロワー数3万人以上を目安とし、ターゲット層への一定のリーチ力を有すること。
 - ・フォロワー数のみでなく、投稿内容の訴求力、世界観、映像・写真表現力、ストーリー性等、クリエイティブの質を重視して選定すること。
 - ・過去の投稿実績から、観光・グルメ分野において「行ってみたい」「体験したい」と感じさせる表現力を有していること。
 - ・選定にあたっては、過去のSNS投稿（URL等）を提示し、投稿内容・構成・表現力が確認できる形とすること。
- ②派遣にあたり、インフルエンサー本人及び訪問先との連絡調整を行い、円滑な派遣を行うこと。

イ 効果的なテーマ・企画の選定

- ①「絶景」や「グルメ」など、両県を連動させた効果的なテーマ・企画について、取材スポットもあわせて選定し、提案すること。

ウ 投稿内容の要件

- ①投稿は単なる訪問報告に留まらず、ストーリー性をもった構成とし、観光・グルメの魅力や体験価値が直感的に伝わる内容とすること。
- ②動画投稿（リール、TikTok 等）を積極的に活用し、若年層に適したテンポ・演出を意識した表現とすること。
- ③各投稿を見たユーザーにとって、両県が連携した一連の取り組みであることがわかりやすい構成とすること。

エ その他

- ①本業務に必要な取材許可等は受託者が行うものとし、協議会は受託者のみでは業務の遂行が困難な場合のみ協力するものとする。
- ②校了直前まで変更、修正等が発生する可能性があるため、これに対応できる作業体制を提示すること。
- ③その他予算の範囲内で効果的な取り組みがあれば提案すること。

7 実施体制及び報告書作成

(1) 実施体制

事業の進捗状況を適宜協議会に報告する等、協議会との連絡を密に行うこととし、本業務の実施に関する担当者を1名以上配置すること。ただし、専任である必要はなく、総括責任者との兼務は妨げない。

(2) 報告書作成

- ①受託者は、本業務完了後、速やかに業務の実施期間及び内容、効果検証等をまとめた「業務実績報告書」を作成し、協議会に提出すること。
- ②報告書作成にあたっては、インサイト機能を用いて、リーチしたアカウント数やインプレッション、投稿でのインタラクション、オーディエンスについて等の情報を含むとともに、これらを踏まえた発展性をもった効果検証とし、今後の改善策の提案を含めた報告を行うこと。
- ③数値的指標に加え、コメント内容や保存数等を分析し、投稿がどのような興味・行動意欲を喚起したかについて定性的な考察を行うこと。

8 企画書の内容

審査員がイメージを掴むことができるよう、できる限り具体的に記載すること。また、下記の項目ごとに区分して企画書を制作すること。

(1) 実施体制

- ①事業実施に必要な組織体制及び実績等について記載すること。
- ②想定するインフルエンサーをフォロワー数、フォロワー属性（年代、居住地等）、過去投稿のエンゲージメント数値もあわせて具体的に記載すること。
- ③想定するインフルエンサーの過去投稿のスクリーンショットや URL 等を記載し、投稿内容・構成・表現力を具体的にイメージできるようにすること。
- ④インフルエンサー起用にあたっての考え方や効果が具体的に分かるように記載すること。

(2) 記事作成・運用戦略

- ①どの時期にどのようなテーマで何回発信するかを、全体スケジュールも含めて具体的に記載すること。
- ②テーマ、発信する観光スポット等の具体例を記載すること。
- ③年間を通じて両県のイメージアップを図るとともに、訴求力を高めるための工夫について記載すること。
- ④エンゲージメント率や保存率など効果的な目標数値を記載すること。
- ⑤予算の範囲内で効果的な取り組みがあれば記載すること。
- ⑥本業務の目的達成のため、より効果的な情報発信の分析・効果測定、実施方法を記載すること。

(3) 経費見積り

提案内容に対し、適切な経費を見積りし、提出すること。(様式任意)

9 留意事項

- (1) 本業務により得られたデータ等、全てについて、本業務の目的以外に使用、流用等をしてはならない。
- (2) 本仕様書により制作された成果品の全ての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、全て協議会に帰属するものとする。
- (3) 受託者は、協議会が認めた場合を除き、成果品に係る著作権者人格権を行使できないものとする。
- (4) 成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申立てを受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- (5) ただし、以下の著作物に該当する場合は、前号（1）から（4）までの適用を除外する。
 - ① SNSを通じてユーザーが投稿したコンテンツ
 - ② 受託者や再委託先が所有しているコンテンツ
- (6) 本業務の実施に伴い第三者との間に発生したトラブルに対しては、責任をもって対処すること。
- (7) 協議会は、事業の趣旨に逸脱する行為が認められた場合は、契約の解除等をなすことができるものとする。
- (8) 本業務の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。また、個人情報の保護については十分に注意し、流出・損失を生じないこと。
- (9) 本業務を第三者に再委託してはならない。ただし、再委託先の業務内容、体制及び責任者を明記し、予め協議会に報告し承認を得た場合は、この限りでない。
- (10) その他、業務実施過程において契約内容に疑義が生じた場合、又は仕様書に定めのない事項については、協議会と受託者との間で誠意をもって協議し、決定するものとする。